

## 幼児教育・保育の無償化についてのお知らせ

平素は本園に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
すでにご承知のこととは存じますが、令和元年10月から国による無償化が始まっており、満3～5歳児までのすべての子ども保育料の無償化が行われております。

全園児に対しては保育料部分と、お仕事をされている世帯の預かり保育部分について保護者への給付により無償化が行われます。

そのためすべての保護者様に新たに下記の「新1号」「新2号」「新3号」の保育認定を受けて頂く必要があります。申請書類を園に提出して頂かなくてはなりません。（但し当園の園児には新3号の保育認定は適用されません。）

法律改正により新たに設けられた保育認定

	区分	クラス	無償化対象
新1号認定	保育の必要性がない (教育時間の利用のみ)	満3歳クラスで市町村民税課税世帯 3～5歳児クラス	保育料のみ (預かり保育利用料は 自己負担)
新2号認定	保育の必要性がある 預かり保育を利用する	3～5歳児クラス	保育料・預かり保育利用料
新3号認定	保育の必要性がある 預かり保育を利用する	満3歳クラスで市町村民税非課税世帯	保育料・預かり保育利用料

### 【保育料】

- これまでの就園奨励費補助金に変わり、保護者の保育認定により月額25,700円までの給付を受け、園が保護者に代わりそれを受領することにより無償化されます。
- 月額25,700円を上限として給付されます。
- 実費分(給食費、バス代、行事費、教材費、PTA会費等)と上乗せ分(実費分を除いた保育料で25,700円を上回る部分)は園にこれまで通りお支払いいただきます。

### 【預かり保育】

- 預かり保育を定期利用しお仕事をされている保護者は、新2号の保育認定により日額上限¥450(月額11,300円まで)の給付を受けることにより無償化されます。
- 新2号及び新3号の申請には就労証明書等が必要となります。

### 【給食費】

- 給食費については、無償化の対象外となりますので、実費分として徴収させていただきます。  
ただし年収360万円未満世帯及び第3子以降のお子様に関しては副食費部分が免除されます。

※詳細は市から園に届いた申請書に記入して頂き園が取りまとめて大阪市こども青少年局に提出します。ご不明な点は、大阪市子ども青少年局（TEL：06-6208-8085）までお問い合わせ下さい。